

兵労発基 0513 第 1 号
令和 8 年 5 月 1 3 日

一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 木南 一志 殿

兵庫労働局長

兵庫労働局長による働き方改革等のベストプラクティス企業表彰に係る
応募要領の周知に関する協力依頼について

平素より労働基準行政の円滑な業務運営の推進に関して、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法が施行されて 7 年以上が経過したところですが、長時間労働に起因する脳心臓疾患に関する労災保険の請求・支給決定件数が横ばいの状況であり、また、週労働時間 40 時間以上の雇用者に占める週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が令和 6 年度は 8.0%となっており、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において定める 5.0%以下とする数値目標の達成に向けて、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止により一層の対策が求められるところです。

そのような中、業務の効率化及び生産性向上に資する取組を積極的に実施している県内企業も多数存在しているところであり、他社の模範となる取組を実施する企業を労働局長が表彰することを通じて、県内企業の取組に対するモチベーションの向上及び好事例の横展開を行うことで、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のより一層の推進を図りたく存じます。

つきましては、上記趣旨をご理解いただき、貴会傘下の企業に対して別添応募要領を、各種会合での案内、会報誌及びメール配信等により周知いただき、積極的な取組事例の収集に御協力をお願い申し上げます。

担当：兵庫労働局労働基準部監督課
藤井、片山
TEL 078-367-9151